

遍路道の維持活動支援事業補助金交付要綱

運用に係る Q&A

Q1. 補助事業者は部会構成員の民間団体が対象か。

A1. 部会構成員に限らず、遍路道の維持保全活動を行おうとする団体を対象としています。
(要綱第3条参照)

Q2. 補助対象事業について具体的にどのような事業が対象になるのか。

A2. 以下のような事業を想定しています。(要綱第2条参照)

(遍路道の清掃事業)

- ・地元自治会や地元の任意団体などの団体が遍路道の清掃を行う。
- ・NPO 法人等がクリーンウォークイベントを実施する。等

(遍路道の修繕事業)

- ・遍路道にある橋や柵が老朽化や災害により破損しており、それを修復する。
- ・遍路道に歩き遍路の支障になる倒木等があり、それを撤去する。等

なお、以下のような事業は補助対象事業としては認められません。

- ・日当など人件費や交通費を負担するもの
- ・弁当代・飲料代など負担するもの
- ・休憩所やトイレ等の施設を修繕する、もしくは新たに整備するもの。

※本補助制度は、あくまでお接待（ボランティア）として活動されている方をサポートするための制度です。

Q3. 補助対象経費について、遍路道の清掃事業を行う場合、ゴミの処分費用は補助対象経費にならないのか。

A3. ゴミの処分費は補助対象経費になりません。(要綱第4条、要綱別表参照)

なお、清掃事業の実施にあたっては、収集後のごみ回収の扱いなどについて、事前に実施予定箇所の市町村と協議・調整を行ってください。

Q4. 補助金の額について詳しく知りたい。

A4. 遍路道の清掃事業については、その事業に要した補助対象経費（清掃用具の購入費等）全額となりますが、上限を5万円としています。（要綱第5条参照）

例えば、〇〇道の清掃を行うため、清掃用具の購入に3万円かかった場合、補助金の額は3万円になります。清掃用具の購入費用が5万円を超えた場合は、補助金は5万円になります。（遍路道の修繕等事業も同様です。）

Q5. 交付申請はいつからできますか。また、事業の着手はいつから可能ですか。

A5. 四国遍路世界遺産登録推進協議会総会が例年7月に開催されており、この協議会総会において事業計画及び予算決議がなされるため、この協議会総会開催以降に補助金の交付申請が可能になります。

なお、事業の着手につきましては、補助金の交付決定を受けてからになります。（要綱第7条参照）

Q6. 交付申請した事業内容を変更したい場合はどうしたらいいか。

A6. 計画変更承認申請書を部会長に提出し、あらかじめ変更の承認を得ていただく必要があります（要綱第8条参照）。また、予算を確保する必要もありますので、事前に事務局までご相談ください。

Q7. 県内の複数の遍路道で活動している団体は、どの市町村経由で手続きを行えばいいですか。

A7. 補助事業の実施予定箇所の市町村経由で事務手続きを行っていただくようになります。（団体の所在地の市町村ではありません。）

事業実施箇所が複数の市町村にまたがっている場合は原則、補助事業の実施予定箇所の面積が最も大きい市町村を経由することとなりますが、事前の確認・調整は、実施予定箇所のすべての市町村と行っていただくようになります。

Q8. 私道で事業を実施したい場合はどうすればいいですか。

A8. 私道における補助事業の実施は極めて稀な例となりますので、個別に事務局までご相談下さい。

Q9. 年度内に事業が終わりそうにない場合はどうしたらいいか。

A9. 推進協議会の事業年度は毎年4月1日～翌3月31日であり、事業年度毎に決算しているため、事業年度末までで打ち切り終了とし、精算をしてください。中止の理由と事業の遂行状況を記載した書類を、市町村を経由し、部会長に提出していただきます。（要綱第9条参照）

Q10. 実績報告書に添付する「支払いの事実を証する書類」とはどのような書類が必要か。

A10. レシートや領収書、納品書（金額入り）等、かかった費用の額と何を購入（発注）したか分かる資料を添付してください。

Q11. 当該補助制度の問い合わせ先はどこか。

A11. 補助制度に関する問い合わせは、「四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課」までご連絡ください。

予定している事業内容が補助対象事業になるかなど、具体の事業に関する問い合わせは、各県の担当窓口までご連絡をお願いします。

【問い合わせ窓口】

四国地方整備局： 建政部 計画・建設産業課 計画調整第一係
（住所）〒760-8554 高松市サンポート3番33号
（TEL）087-811-8314

徳 島 県： 未来創生文化部 文化資源活用課
（住所）〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
（TEL）088-621-3164

香 川 県： 政策部 文化芸術局 文化振興課
（住所）〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10
（TEL）087-832-3783

愛 媛 県： 観光スポーツ文化部 文化局 まなび推進課
（住所）〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
（TEL）089-947-5622

高 知 県： 文化生活スポーツ部 歴史文化財課
（住所）〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
（TEL）088-823-9052